

平成 29 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・**拡充**・**延長**）

（国土交通省）

制 度 名	対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例措置（トン数標準税制）の拡充及び延長	
税 目	法人税	
要 望 の 内 容	<p>【制度の内容】 対外船舶運航事業者が、「日本船舶・日本人船員確保計画」を作成し、国土交通大臣の認定を受けた場合、次の船舶に係る利益について、みなし利益課税の選択が可能。</p> <p>①日本船舶 ②準日本船舶（対外船舶運航事業者が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶） 準日本船舶のみなし利益水準（100 純トン当たり）は、日本船舶の 1.5 倍。</p> <p>【要望の内容】 準日本船舶について、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶まで対象を拡充するほか、日本船舶の確保の目標について、現下のような世界的海運不況を経ても、長期的観点から日本船舶の増加を図ることができる柔軟な仕組みを導入する。</p> <p>【関係条文】 租税特別措置法第 59 条の 2、第 68 条の 62 の 2 同法施行令第 35 条の 2、第 39 条の 89 の 2 同法施行規則第 21 条の 17、第 22 条の 60 海上運送法第 34 条～第 39 条の 7 同法施行令 同法施行規則第 30 条～第 42 条の 7</p> <p>海上運送法第 35 条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第 1 条～第 13 条</p> <p>平成 25 年度に特定認定事業者が海上運送法第 35 条第 1 項又は第 4 項の規定による日本船舶・船員確保計画の認定の申請をする場合における同条第 3 項第 3 号の期間及び同項第 5 号の日本船舶の隻数の増加の割合を定める省令第 1 条～第 2 条</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	▲1,260 百万円 (▲14,500 百万円) (— 百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的 我が国経済・産業の活動を支える日本商船隊（我が国の外航海運事業者が運航する船舶群）による安定的な国際海上輸送の確保を通じた経済安全保障の早期確立を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 我が国周辺海域における近年の情勢の急激な変化により、安定的な国際海上輸送の確保の重要性が一層顕在化しており、経済安全保障の早期確立が急務となっているが、対外船舶運航事業者は、現下の歴史的な国際海運市況の低迷の影響により船隊規模を縮小せざるを得ない状況にあり、日本船舶及び現行の準日本船舶のみで、経済安全保障に必要な 450 隻を早期に確保していくことは困難な状況にある。 このため、準日本船舶について、現行の対外船舶運航事業者が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶に加え、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶まで対象を拡充して、経済安全保障の早急な確立を図る必要がある。</p>		
<p>今回の要望に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>	<p>【政策体系における位置付け】</p> <ul style="list-style-type: none"> 交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申（平成 19 年 12 月「安定的な国際海上輸送の確保のための海事政策のあり方について」）において、経済安全保障の観点から、日本船舶の必要規模は 450 隻とされた。 海洋基本計画（平成 25 年 4 月 26 日閣議決定）において、「日本籍船及び日本人船員の計画的増加に取り組む我が国の外航海運事業者に対し、トン数標準税制の適用等を実施し、日本船舶と日本船舶を補完する準日本船舶合わせて 450 隻体制の早期確立を図る。」とされた。 <p>【政策評価体系における当該要望措置の位置付け】</p> <p>政策目標：6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化</p> <p>施策目標：19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する。</p> <p>業績指標：71 外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率</p>
<p>政策の達成目標</p>	<p>日本船舶及び準日本船舶数の合計を 450 隻とすることを目標とする。</p>		
<p>租税特別措置の適用又は延長期間 同上の期間中の達成目標</p>	<p>5 年間（平成 30 年度以降の適用）</p> <hr/> <p>日本船舶及び準日本船舶の合計隻数を、5 年間（平成 30 年度以降）で 415 隻とすることを目標とする。</p>		

	政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> 「日本船舶・船員確保計画」に係る認定事業者8社について、日本船舶を現行計画開始時点（平成25年度末）の166隻から平成27年度末までに201隻まで増加させており、概ね計画通り確保している。平成29年度末には248隻の日本船舶を確保する見込みである。 しかしながら、現下の歴史的な海運不況による影響などを受けて対外船舶運航事業者は船隊規模を縮小せざるを得ない状況から、準日本船舶の隻数は、平成29年度末で86隻に留まる見込みであり、平成29年度末の日本船舶及び準日本船舶の合計隻数は、334隻になる見込みである。 																		
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>【適用隻数(見込み)】 (単位: 隻)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>30</th> <th>31</th> <th>32</th> <th>33</th> <th>34</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本船舶</td> <td>254</td> <td>260</td> <td>267</td> <td>273</td> <td>279</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶</td> <td>96</td> <td>106</td> <td>116</td> <td>126</td> <td>136</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 認定事業者8社へのアンケート調査に基づき算出</p>	年度	30	31	32	33	34	日本船舶	254	260	267	273	279	準日本船舶	96	106	116	126	136
	年度	30	31	32	33	34														
日本船舶	254	260	267	273	279															
準日本船舶	96	106	116	126	136															
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	<ul style="list-style-type: none"> 日本商船隊の中核である日本船舶については、トン数標準税制の導入の効果もあり、これまでの減少基調から増加に転じ、認定事業者8社について、平成20年7月時点75隻から平成29年度末には248隻を確保する見込みである。 しかしながら、現下の歴史的な海運不況による影響などを受けて対外船舶運航事業者は船隊規模を縮小せざるを得ない状況において、日本船舶及び準日本船舶の順調な増加が見込めないことから、経済安全保障の観点から、日本の船主が海外子会社を通じて実質的に保有する一定の要件を満たした船舶まで対象を拡充し、できる限り早期に450隻を確保する必要がある。 																		
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	トン数標準税制（法人住民税、法人事業税）																		
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																		
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																		

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>本特例措置により、利益の変動が激しい対外船舶運航事業者にとって、毎年の納税額が予見可能となり、高額な船舶投資を安定的・計画的に行うことが可能となるため、政策目的の達成のために効率的な政策手法であり、妥当性を有する。</p> <p>国の補助金による支援措置は、WTOサービス貿易協定（内国民待遇※）に抵触するおそれがあることから本租税特別措置による支援が妥当である。</p> <p>※ 他の加盟国のサービス提供者に対して、自国の同種のサービス提供者に与える待遇よりも不利でない待遇を与えなければならない。</p>																
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>		<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>【適用実績（減収額）】</p> <p style="text-align: right;">（単位：百万円）</p> <table border="1" data-bbox="549 719 1442 1016"> <thead> <tr> <th>年 度</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本船舶</td> <td>10,503 (4,348)</td> <td>15,516 (4,307)</td> <td>5,802 (4,423)</td> </tr> <tr> <td>準日本船舶</td> <td>453 (654)</td> <td>1,786 (771)</td> <td>115 (1,112)</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,956 (5,002)</td> <td>17,302 (5,078)</td> <td>5,917 (5,535)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 認定事業者8社へのアンケート調査に基づき算出</p> <p>※ ()内は前回要望(平成25年度税制改正要望)時に見込んだ損金算入額に法人税率を乗じた金額</p> <p>【前回要望時の減収見込額と実績との乖離】</p> <p>平成25年度から平成26年度において、減収額が前回要望時に見込んだ金額に比して大きくなっているが、これは主として日本船舶及び準日本船舶に係る利益が前回要望時の想定(※)を上回ったことに起因するものである。</p> <p>平成27年度における減収額は、前回要望時に見込んだ金額並みとなっている。</p> <p>※ 認定事業者8社の損益が、直近4年間の損益(平成21年度から平成23年度における実績及び平成24年度における見込)並みに推移するものと想定。</p>	年 度	25	26	27	日本船舶	10,503 (4,348)	15,516 (4,307)	5,802 (4,423)	準日本船舶	453 (654)	1,786 (771)	115 (1,112)	計	10,956 (5,002)	17,302 (5,078)	5,917 (5,535)
	年 度	25	26	27															
	日本船舶	10,503 (4,348)	15,516 (4,307)	5,802 (4,423)															
準日本船舶	453 (654)	1,786 (771)	115 (1,112)																
計	10,956 (5,002)	17,302 (5,078)	5,917 (5,535)																
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>トン数標準税制</p> <p>① 条項：59の2</p> <p>② 適用件数：8件</p> <p>③ 適用額：81,203,075千円</p>																	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>日本商船隊の中核である日本船舶については、トン数標準税制の導入の効果もあり、これまでの減少基調から増加に転じ、認定事業者8社について、平成20年7月時点75隻から平成29年度末には248隻の日本船舶を確保する見込みであり、現行制度が有効に活用されている。</p>																	

	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>① 日本商船隊における日本船舶の隻数を概ね 450 隻とすることを目標とし、5 年間（平成 25 年度から平成 29 年度まで）で概ね 265 隻とすることを目標とする。</p> <p>② 日本船舶の必要規模の達成までの当面の取り組みとして、日本船舶と準日本船舶の合計隻数を、5 年間（平成 25 年度から平成 29 年度まで）で概ね 450 隻とし、これを平成 29 年度まで維持することを目標とする。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>① 認定事業者 8 社について、日本船舶を現行計画開始時点（平成 25 年度末）の 166 隻から平成 27 年度末までに 201 隻まで増加させており、概ね計画通り確保している。平成 29 年度末には 248 隻の日本船舶を確保する見込みであることから、概ね目標を達成する見込みである。</p> <p>② 現下の歴史的な海運不況による影響などを受けて対外船舶運航事業者は船隊規模を縮小せざるを得ない状況から、準日本船舶の隻数は、平成 29 年度末で 86 隻に留まる見込みであり、平成 29 年度末の日本船舶及び準日本船舶の合計隻数は、334 隻になる見込みであり、経済安全保障確立のための 450 隻早期確保の道筋をつける必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>		<p>平成 21 年度 日本船舶についてトン数標準税制（5 年間）を創設。</p> <p>平成 24 年度 拡充要望（平成 24 年度税制大綱にて「日本船舶への迅速かつ確実な転換等の課題にも対応した次期通常国会における海上運送法改正、日本船舶や日本人船員を増加させるという日本船舶・船員確保計画の拡充を前提に、平成 25 年度税制改正において、日本船舶増加のインセンティブにも十分配慮しつつ、適用対象を我が国海外航海運業者の海外子会社が所有する一定の要件を満たした外国船舶に拡充する」とされた。）</p> <p>平成 25 年度 日本船舶に加えて、準日本船舶まで対象を拡充。</p>